



発達障害の心を知る事業「研修会 発達障害について 考えてみませんか」

特別な支援を必要とする子どもたちへの理解を深めるため、特定非営利活動法人基本塾の主催により発達障害などに関する研修会を開催します。

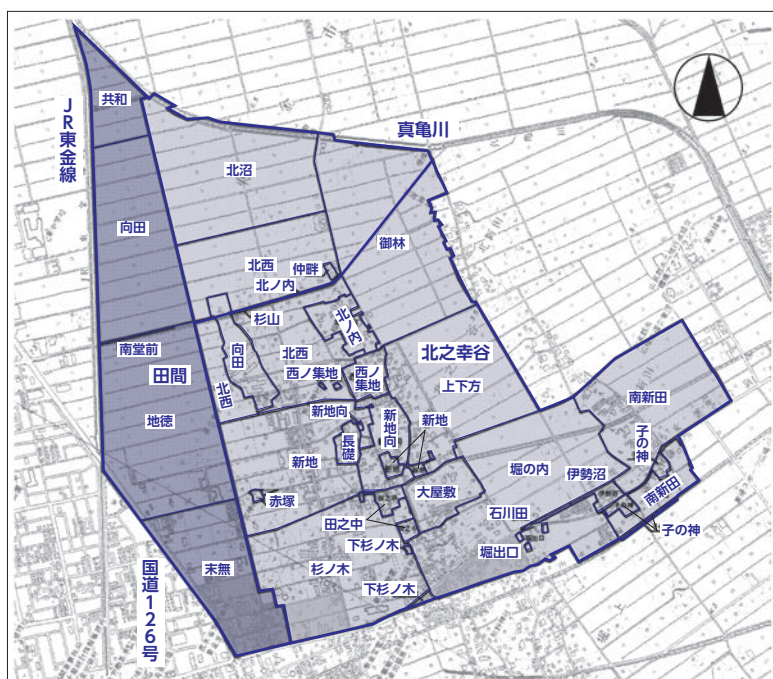
内容▼左表のとおり
費用▼無料
申込方法▼電話、FAXまたはEメールで、氏名・電話

回	研修会名	講師	日付	時間	場所
第1回	発達障害についての理解とその支援について、社会・家庭ができること	とちぎ・ふじ発達研究所 代表 佐藤俊夫さん	6月22日(金)	午後1時30分～	中央公民館
第2回	箱庭・コラージュ体験を通し自己理解する	心理カウンセラー 植村和子さん	7月20日(金)	午後1時30分～	日吉台西が丘会館
第3回			7月21日(土)		
第4回	食育から発達障害を考える	NPO法人日本食育協会 多部聖子さん	8月2日(木)	午後1時30分～	中央公民館
第5回	食育、運動から発達障害を考える	NPO法人日本食育協会 多部聖子さん 理学療法士 小河原良政さん	9月15日(土)	午後1時30分～	日吉台西が丘会館
第6回	自己理解・他者理解から発達障害を考える	教育カウンセラー 明里康弘さん	11月27日(火)	午後1時30分～	中央公民館
第7回	各専門的立場から発達障害を考える	とちぎ・ふじ発達研究所 代表 佐藤俊夫さん 理学療法士 小河原良政さん 通信制高等学校教員 武井亜里沙さん NPO法人基本塾 理事長 高橋美恵子さん	平成31年 2月16日(土)	午後1時30分～	東金文化会館 第2会議室

地籍調査 正確な地図を作成します

平成27年度から東金市全域を対象とした地籍調査を実施しています。今年度は北之幸谷地区、田間地区の各一部(下図)で実施を予定しています。対象者には説明会のお知らせを送付します。

- ◆地籍調査とは
 - ①土地所有者の費用負担は原則なし(但し、所有権移転)
 - ②土地の所有者立ち会いでの一筆地調査(現地調査)
 - ③地籍測量
 - ④作成した「地籍簿」と「地籍図」の閲覧確認
 - ⑤完成した「地籍簿」と「地籍図」の登記所への送付
- ◆地籍調査のながれ
 - ①地元説明会
 - ②土地の所有者立ち会いでの一筆地調査(現地調査)
 - ③地籍測量
 - ④作成した「地籍簿」と「地籍図」の閲覧確認
 - ⑤完成した「地籍簿」と「地籍図」の登記所への送付



介護保険制度や保険料の見直し

介護保険料は、介護保険サービスにかかる費用などから算出される基準額をもとに、皆さんの所得に応じて設定されます。65歳以上(第1号被保険者)の方の介護保険料は、法令により3年に1度改定されます。平成30年度から3年間の介護保険料は、3年間のサービス利用見込みなどを考慮した結果、下表のとおりとなります。

なお、40歳から65歳未満(第2号被保険者)の方の保険料は、職場の健康保険や共済組合などで、医療分とあわせて健康保険料として納付していただけます。介護保険はみんなで支える制度です。ご理解・ご協力をお願いします。

◆65歳以上(第1号被保険者)の方の保険料の納め方

- 「特別徴収」対象者
老齢者年金・退職年金・遺族年金・障害年金が、年額18万円以上の方は、年金から天引き(特別徴収)になり、偶数月の年金から差し引かれます。

- 「普通徴収」対象者
老齢者年金・退職年金・遺族年金・障害年金が、年額18万円未満の方や、年度の途中で65歳になった方または転入された方は、納付書で納めていただけます(口座振替もご利用できます)。納期は7月から翌年2月までの8回です。

◆保険料を納めるのが困難なときは
特別な事情(災害など)で保険料の納付が著しく困難な場合は、保険料の減免などを受けられる場合がありますのでご相談ください。

◆利用者負担の変更～8月から～
介護サービスの利用料は、これまで1～2割負担でしたが、今回の見直しにより一定以上の所得のある方は3割負担となります。利用者が何割の負担になるのかは、7月下旬に発送予定の負担割合証にてご確認ください。

問い合わせ▼
保険料について＝高齢者支援課 ☎(50)1219
保険料の納付について＝収税課 ☎(50)1129

階層段階	世帯	対象者	対基準額	年額
第1段階	市民税 非課税世帯	○老齢福祉年金・生活保護受給者の方 ○前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.45	30,780円
第2段階		前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の方	基準額×0.75	51,300円
第3段階		前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.75	51,300円
第4段階	市民税 課税世帯	本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.9	61,560円
第5段階		本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	基準額	68,400円
第6段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	82,080円
第7段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.3	88,920円
第8段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5	102,600円
第9段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額×1.7	116,280円

※第1段階から第5段階の合計所得金額には、課税年金収入額に係る所得金額を含みません。

ホットニュース

地域の安全を守る訓練最前線

東金市消防ポンプ操法大会

6月3日に東金文化会館で、第59回東金市消防ポンプ操法大会が開催されました。消防操法は消防団の訓練の一つで、基本的な操作の習得を目指すことを目的としています。消防団は、皆さんの安全を守るため、日ごろから訓練を通して規律と技術の向上に努めています。

◆ポンプ車の部

- ・優勝Ⅱ第7分団第2部第3班(山田・滝・丹尾・季美の森東)
- ・準優勝Ⅱ第3分団第2部第1班(家之子)
- ・第3位Ⅱ第1分団第2部第2班(新宿)



競技の様子(ポンプ車の部)

◆小型ポンプの部

- ・優勝Ⅱ第2分団第2部第1班(北之幸谷・堀上)
- ・準優勝Ⅱ第4分団第2部第2班(東中・宮・三浦名・高倉・御門)
- ・第3位Ⅱ第6分団第1部第1班(大沼田・小沼田)
- ・個人賞Ⅱ指揮者・川島一晃(第4分団第1部第2班)、一番員・松戸純平(第2分団第2部第1班)、二番員・小高正照(第4分団第2部第2班)、三番員・片岡智一(第2分団第2部第1班)



競技の様子(小型ポンプの部)